

保険

平成20年度から 国民健康保険税の特別徴収

平成20年10月支給分の年金から、現在の「介護保険料」に加えて「国民健康保険税」の徴収が行われます。

● 国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

1 特別徴収の対象者

- 世帯主が国保に加入し、世帯の国保加入者が全員65歳から74歳である場合
- 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

2 対象となる年金の種類

次の年金保険者の順位により、対象となる年金から

- ① 社会保険庁（国民年金、厚生年金保険、船員保険の順）
- ② 国家公務員共済組合
- ③ 農林漁業団体職員共済組合
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤ 地方公務員共済組合（公立学校共済組合を含む）

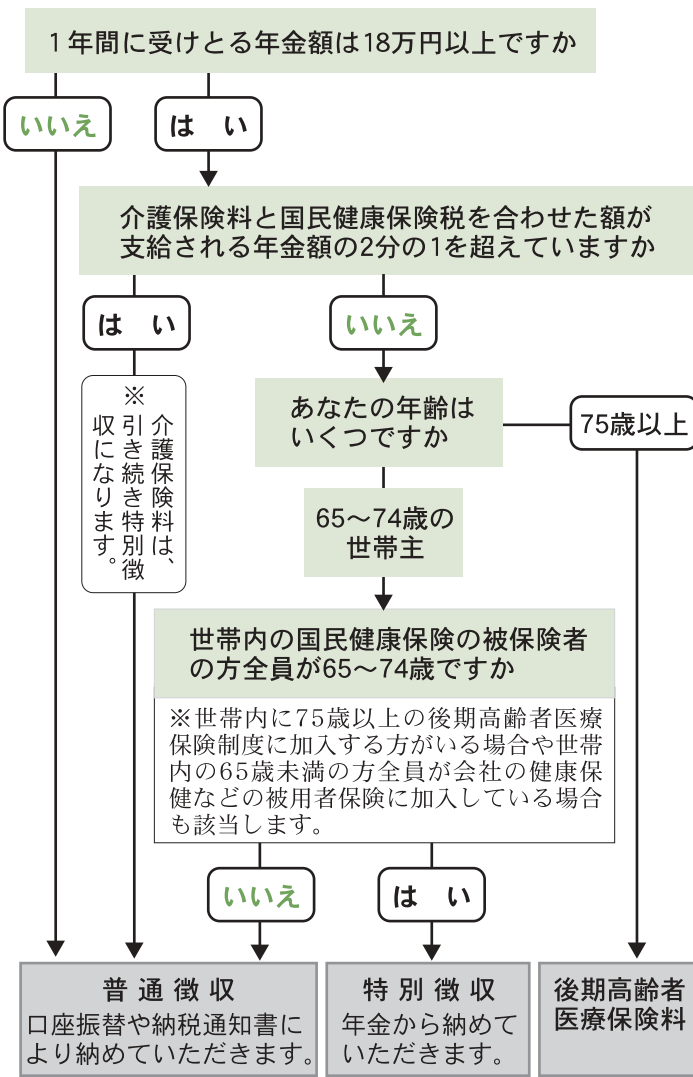
徴収されます。（重複して徴収されることはありません）

3 特別徴収について

国民健康保険税については、毎年7月に税額を決定し、納税義務者である世帯主の方に納税通知書を送付します。特別徴収となる方は、20年度に限り7月、8月、9月が普通徴収（納税通知書や口座振替での納付）、10月以降は年金支払月（10月、12月、2月）に特別徴収により納めていただきます。

21年度以降は、年金支払月ごとの特別徴収となります。問合せ 課税課市民税係 ☎(80)1281

すが、4月、6月、8月の年金からの特別徴収は、前年度最終の2月の特別徴収と同額を仮徴収とし、7月の税額確定後に確定後の税額から仮徴収の額を差し引いた税額を本徴収として10月、12月、2月に納めていただきます。



■特別徴収の例

○20年度の国民健康保険税

年税額が100,000円であった場合
徴収回数 6回
100,000円÷6回=16,666.
10月を除く100円未満の端数は切捨てなので、
16,600円となります。
10月は、切捨てた端数を調整して17,000円となります。

●普通徴収（7月から9月）



●特別徴収・本徴収（10月から2月）



※21年度の4月、6月、8月については、2月の徴収額16,600円を納めていただきます。